

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鷺田 公一 様 あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト8階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 17.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P2017-0438		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/022398	国際出願日 (日.月.年) 12.06.2018	優先日 (日.月.年) 29.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F01N3/24(2006.01)i, F01N3/08(2006.01)i, F01N13/08(2010.01)i			
出願人 (氏名又は名称) いすゞ自動車株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 03.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 首藤 崇聡 電話番号 03-3581-1101 内線 3355	3G	6100

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-3	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 JP 2014-109240 A (ボルボ ラストバグナー アクチエボラグ) 2014. 06. 12, 段落0004-0005, 0009-0015, 図1 (ファミリーなし)

文献2 JP 2010-90725 A (トヨタ自動車株式会社) 2010. 04. 22, 段落0007, 0021-0029, 図1 (ファミリーなし)

文献3 JP 9-250327 A (ヤンマーディーゼル株式会社) 1997. 09. 22, 段落0003, 0035, 図19 (ファミリーなし)

・請求項1

請求項1に係る発明は、文献1-2により、進歩性を有しない。

文献1 (段落0009-0015, 図1) には、内燃機関 (ディーゼルエンジン1) の排気通路を構成する排気管に、選択還元型触媒装置 (SCR触媒9) と、還元剤 (尿素水溶液) を噴射する還元剤インジェクタ (ノズル11) とを備えて構成される排気ガス浄化システムであって、排気管を通過する排気ガスの流れ方向において排気管のうち選択還元型触媒装置の上流側には、還元剤インジェクタが設けられた屈曲部が形成された、排気ガス浄化システムが記載されている。

したがって、請求項1に係る発明と、上記文献1に記載された発明とを対比すると、前者は、排気ガスの流れ方向において、排気管の屈曲部の上流側に、当該排気管の内径よりも小さい内径を有する内管が配置されており、当該排気管と当該内管との間に排気ガスが通過する隙間を有するものであるのに対して、後者は、そのような構成を有していない点で相違する。

上記相違点について検討するに、文献2 (段落0021-0029, 図1) には、排気ガスの流れ方向において、還元剤インジェクタ (尿素添加弁4) が設けられた部分の上流側に、当該排気管の内径よりも小さい内径を有する内管 (管状部材16) が配置されており、当該排気管と当該内管との間に排気ガスが通過する隙間を有するものが、記載されている。

(以下、補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

文献 1 - 2 に記載された発明は、共に、内燃機関の排気浄化装置に関するものであり、効率的に排気の浄化を行うという、排気浄化装置の一般的課題を共通して有するものである。

したがって、文献 1 に記載された発明において、さらに効率的に排気の浄化を行うために、文献 2 に記載された事項を適用して、上記相違点に係る特定事項を想到することは、当業者であれば容易になし得たことである。

## ・請求項 2

請求項 2 に係る発明は、文献 1 - 3 により、進歩性を有しない。

文献 3 (段落 0035, 図 19) には、排気ガスが流れ易くなるように、排気ガスの流れ方向において内管 (連通管 17) の後端面に、側面視で斜めに切断した形状の傾斜面を形成したものが、記載されている。

文献 1 - 3 に記載された発明は、何れも、内燃機関の排気装置に関するものであり、排気抵抗を減らして内燃機関の燃費を向上させるという、排気装置の一般的課題を共通して有するものである。

したがって、文献 1 に記載された発明において、燃費をさらに向上させるために、文献 2 - 3 に記載された事項を適用して、請求項 2 に係る特定事項を想到することは、当業者であれば容易になし得たことである。

## ・請求項 3

請求項 3 に係る発明は、文献 1 - 2 により、進歩性を有しない。

文献 1 (図 1) には、屈曲部の断面形状が、クランク形状であるものが、記載されている。